



日田市監査委員告示第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に対する措置について次のとおり公表する。

監査対象 : 林業振興課
措置の内容 : 別紙のとおり

令和3年5月27日

日田市監査委員

同

小ケ内 聡行

溝口 千壽

定期監査結果に基づく措置の状況について

| 監査の結果 | 措置の内容 |
|---|--|
| <p>【林業振興課】</p> <p>○有害鳥獣捕獲等の許可事務について</p> <p>有害鳥獣捕獲等の許可事務は、「日田市有害鳥獣捕獲規則」に基づき行っているが、許可申請の際に必要な「有害鳥獣捕獲等従事者名簿」の添付のないものが散見された。</p> <p>また、許可に係る、捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付には、日田市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第3条の「従事者証交付申請書」により行わなければならないとされているが、その申請書の提出がないまま、従事者証の交付がされていたため、今後は規則等に則った許可事務に努められたい。</p> | <p>【林業振興課】</p> <p>ご指摘の件につきましては、日田市有害鳥獣捕獲規則第3条の(3)に、鳥獣捕獲等許可申請書に「有害鳥獣捕獲等従事者名簿」の添付を定めておりますが、許可申請者と従事者が同一の場合において、「有害鳥獣捕獲等従事者名簿」が添付漏れとなっております。</p> <p>また、日田市鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則第3条に、その許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受ける際は、「従事者証交付申請書（様式第2号）」により申請を行わなければならないと定めておりますが、鳥獣捕獲等許可の際に併せて従事者証の交付も行っており、不適切な事務執行となっております。</p> <p>これらの原因は、関係法令に対する認識不足によるものでございます。</p> <p>今後、当該申請事務及び許可事務については、職員に対して改めて法令等の順守を周知、徹底し、規則及び細則に則った適切な事務執行を行ってまいります。</p> |